

欧州連合司法裁判所，欧州特許のクロスボーダーの権利行使について判示

2012年7月19日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は，7月12日，付与された欧州特許に基づく各 EU 加盟国における国内の権利の侵害に対するクロスボーダーの（国境を越えた）暫定的救済措置について，EU 内の国際裁判管轄を規定する「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則（EC）44/2001」（ブラッセル I 規則）を解釈する判決を下した（C-616/10）。

欧州においては，欧州特許庁（EPO）により集中的に特許の出願および審査が行われているが，権利付与後は各国ごとの特許権として成立し，当該権利にかかる訴訟は原則として各国の裁判所が管轄を有することになるため，欧州特許は「権利の束」とも呼ばれている。

欧州特許の権利行使において一元化した訴訟手続を望むユーザーの期待があるものの，ブラッセル I 規則の第 2 条においては，原則として被告の居住を有する国に裁判管轄を認めており，欧州特許に基づく複数の EU 加盟国における侵害行為があった場合にも，原則として各国において別々に訴訟手続を行う必要があった。特許，商標，意匠等の権利の有効性判断についても，その権利が登録された加盟国の裁判所が排他的裁判管轄を有することが第 22 条(4)に規定されている。

また，欧州特許に基づく各 EU 加盟国における国内の権利の侵害に対するクロスボーダーの権利行使については，CJEU の前身である欧州司法裁判所（ECJ）が，2006 年 7 月，Roche v. Primus（C-539/03）事件について重要判決を下している。同判決によれば，ブラッセル I 規則第 6 条(1)は，各 EU 加盟国において矛盾した判決が出されることを防止するために，複数の被告があるときはそれらが居住を有するいずれの EU 加盟国の裁判所の裁判管轄を例外的に認めているものの，複数の被告による侵害行為は各国において状況が異なるものであろうから，それらが矛盾することはあり得ないとし，クロスボーダーの権利行使を認めなかった。

しかしながら，今回の CJEU 判決によれば，異なる EU 加盟国に所在する 2 以上の企業が，それらの EU 加盟国のうちの一の裁判所で係争中の訴訟において，同一の製品に関する予備的行為の実施を理由として，他の EU 加盟国においても効力を有する欧州特許の同一の国内の権利を侵害したことを，それぞれ別々に訴えられた状況においては，ブラッセル I 規則第 6 条(1)に規定される，別の訴訟によりもたらされる「矛盾した判決」が生じる可能性もあると判示した。

また、「矛盾した判決」が生じる可能性については、本訴訟において複数の被告が同一の製品に関して同一の権利侵害を行っていることについて、それぞれ別々に訴えられていること、および、そして、そのような侵害行為が同一の加盟国で行われたために欧州特許の同一の国内の権利に悪影響を及ぼしたこと、という二重の事実を考慮した上で各 EU 加盟国の裁判所が、判断するとした。

さらに、CJEU は、2 点目の判示事項として、被告が権利行使された権利が無効であるとの抗弁によって反論した場合の権利の有効性判断について、ブラッセル I 規則第 22 条(4)に規定されるとおり、権利が登録された EU 加盟国の裁判所が排他的裁判管轄を有するものの、暫定的な手段に関しては他の EU 加盟国の裁判所に対して申請がなされてもよいとするブラッセル I 規則第 31 条の適用を除外するものではないと結論した。

本件の概要は次のとおり。

<本件の経緯>

2009 年 3 月 6 日、欧州特許第 0858440 号の権利者であるソルベイ社 (Solvay) は、ハネウエル社 (Honeywell) のグループ企業が当該特許によって保護される製品と同一である製品「HFC-2245」を販売していることに対して、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、ルクセンブルク、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、リヒテンシュタイン、スイスにおいて有効である当該特許の国内の権利の侵害であるとして、オランダの裁判所に訴訟を提起した。

とりわけ、ソルベイ社は、Honeywell Fluorine Products Europe BV 社と Honeywell Europe NV 社が欧州全域において予備的行為を実施していた点、および、Honeywell Belgium NV 社が北欧と中欧地域において予備的行為を実施していた点を指摘した。

さらに、2009 年 12 月 9 日、侵害訴訟の審理において、ソルベイ社は、本訴訟の決定がなされるまでの期間にクロスボーダーの侵害禁止による暫定的救済措置を求め、ハネウエル社に対して暫定的な主張を行った。

ハネウエル社は、本件特許の国内特許が無効であるとの抗弁を行ったが、本件特許の国内特許の無効を求めて訴訟を提起したり、その意図を示したりしなかった。また、本訴訟と暫定訴訟の両方を審理するオランダの裁判所の管轄に異議を主張することもなかった。

このような状況から、オランダの裁判所は、審理を一時中断し、CJEU への質問を付託することとした。

<CJEU へ付託された質問>

CJEU に対して、次の質問 1 および 2 を含む合計 6 の質問が付託された。

1. 異なる加盟国に所在する 2 以上の企業が、それらの加盟国のうちの一の裁判所で係争中の訴訟において、同一の製品に関する予備的行為の実施を理由として、他の加盟国においても効力を有する欧州特許の同一の国内の権利を侵害したことを、それぞれ別々に訴えられた状況において、規則 No 44/2001（ブラッセル I 規則）の第 6 条(1)に規定される、別の訴訟によりもたらされる「矛盾した判決」が生じる可能性があるか？

2. 被告が権利行使された特許が無効であるとの抗弁によって反論する場合、その事件において裁判所が権利行使された特許の有効性に関して最終決定をしないが、規則 No 44/2001 の第 22 条(4)に規定される管轄を有する裁判所がこの点においてどのように判示するかについて評価を行う点、および、侵害の禁止の形での暫定的救済措置を求める請求は、裁判所の見解において、管轄を有する裁判所によって無効であるとされる合理的で無視できない可能性が存在する場合には、棄却されなくてはならない点を考慮した上で、規則 No 44/2001（ブラッセル I 規則）の第 22 条(4)は、外国の特許に基づく暫定的救済措置（たとえば、侵害に対する暫定的なクロスボーダーの禁止）を求める訴訟に適用されるか？

3～6. 略

<CJEU の回答>

CJEU は、付託された質問 1 および 2 に対し次のとおり判示した。また、質問 2 の回答が次のとおりであることから、質問 3～6 に対する回答の必要はないとした。

1. 規則 No 44/2001（ブラッセル I 規則）の第 6 条(1)は、異なる加盟国に設立された 2 以上の企業が、それらの加盟国のうちの一の裁判所で係争中の訴訟において、同一の製品に関する予備的行為の実施を理由として、他の加盟国においても効力を有する欧州特許の同一の国内の権利を侵害したことを、それぞれ別々に訴えられた状況は、同条に規定される別の訴訟によりもたらされる「矛盾した判決」へと導かれる可能性があるとして解釈されなくてはならない。そのような虞が存在するか否かについては、その案件の全ての関連情報を考慮した上で、付託をする裁判所が評価を行う。

2. 規則 No 44/2001（ブラッセル I 規則）の第 22 条(4)は、本件の本訴訟のような状況において、本規則の第 31 条の適用を除外しないものとして解釈されなくてはならない。

<参考：関連条文の仮訳>

ブラッセル I 規則 ((EC)No 44/2001)

第 6 条

また加盟国に居住を有する者を訴えてもよい：

- (1) 主張が密接に関連していて、別の訴訟によりもたらされる矛盾した判決の虞を回避するために、それらの主張を同時に審理し決定することが実利的である場合、その者が複数の被告のうちの一であるとき、被告うちのいずれかが居住を有する場所の裁判所において；
(2)～(4) 略

第 22 条

居住地に関わらず、次に掲げる裁判所は排他的裁判管轄を有する：

(1)～(3) 略

(4) 付託されたまたは登録された特許、商標、意匠、または、その他の同様の権利の登録または有効性に関する訴訟において、その付託または登録が申請された、行われた、または、共同体の法令あるいは国際条約の下で行われたと見なされる加盟国の裁判所。

1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名が行われた欧州特許付与に関する条約の下で欧州特許庁の裁判管轄を侵害することなく、各加盟国の裁判所は、居住地に関わらず、その加盟国に対して付与された全ての欧州特許の登録または有効性に関する訴訟において、排他的裁判管轄を有する。

(5) 略

第 31 条

たとえ本規則の下で他の加盟国の裁判所が事件の本質に関する裁判管轄を有している場合であっても、加盟国の法令の下で適用可能な保護的を含む暫定的な手段に関しては、その加盟国の裁判所に対して申請がなされてもよい。

— CJEU の判決文は、以下参照 —

[JUEGMENT OF THE COURT \(Third Chamber\)](#)

— Roche v. Primus (C-539/03) の ECJ 判決に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州知的財産ニュース 2006 年 8～10 月号 \(Col. 15\) \(PDF\)](#)

(以上)